令和６年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法	別表六(七)

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人
	継続雇用者給与等支給額 (23の①)	3	円
	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)	4	
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ (((3)－(4))＜０又は(3)＝(4)＝０の場合は０)	5	
	特定税額控除規定の適用可否の判定 (1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき ((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝０)	6	該当・非該当
	特定税額控除規定の適用可否の判定 同上以外の場合 ((3)＞(4))又は((3)＝(4)＝０)	7	該当・非該当
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 ((5)≧0.01)又は((3)－(4)－０)	8	該当・非該当

国内設備投資額に係る要件	国内設備投		
	当期償却費総額 (26)	10	
	特定税額控除規定の適用可否の判定 令和６年４月１日以後に開始する事業年度において、(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき $(9) > (10) \times \frac{40}{100}$	11	該当・非該当
	特定税額控除規定の適用可否の判定 同上以外の場合 $(9) > (10) \times \frac{30}{100}$	12	該当・非該当
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 $(9) > (10) \times \frac{40}{100}$	13	該当・非該当
所得金額に係る要件	当期の基準所得等金額 ((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「9の①」)＋(別表七の二「5」－「11」)))×$\frac{12}{当期の月数}$ (マイナスの場合は０)	14	円
	前事業年度の基準所得等金額の合計額 ((前事業年度の月数調整前の(14))の合計) (マイナスの場合は０)	15	
	(14)≦(15)	16	該当・非該当

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	

【No.44】　通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)（通算グループ内のいずれかの法人が次の⑴又は⑵の制度の適用を受けるときには、別表六(七)及び(八)）を作成・添付していますか。

また、別表六(七)の６欄、７欄、11欄、12欄又は16欄（通算グループ内のいずれかの法人が次の⑴又は⑵の制度の適用を受けるときには、別表六(八)の４欄、８欄又は13欄）のいずれかが「該当」となっていますか。

⑴　一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、同付表）
⑵　特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十二)、同付表二）
⑶　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六（十九））
⑷　認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六（二十五））
⑸　情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（別表六（二十六））

損益計算書に計上された減価償却費の額	24	円	当期償却費総額 (24)＋(25)	26	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25				